

富良野市事業継続応援補助金

をご活用ください。

富良野市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、外出の自粛や需要の落ち込みにより、特に深刻な打撃を受けている事業者を応援する目的で、下記支援メニューによる補助金の支給を開始します。

支援メニュー	支給額
① 中小企業支援型	比較対象月の売上から、選択した月（売上30%以上減少している月のうち、ひと月分）の売上を差し引いた額
	上限額 緊急事態措置協力支援金対象事業者：10万円 市内飲食店等と取引している酒類販売事業者：50万円 その他の事業者：30万円
② 観光事業者雇用維持型	社会保険加入従業員数に、月額12,000円×6箇月分を乗じて得た額
	上限額 200万円

【対象者】

① 中小企業支援型

【中小企業者等における業種は不問】

- 富良野市内に主たる事務所を持つ中小企業者等であること
- 市外に主たる事務所を持つ中小企業者等は、3人以上の市民を正規雇用している場合に対象
- 新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、令和3年4月から9月までのいずれか1月の売上が、前年同月又は前々年同月対比で30%以上減少している事業者であること

② 観光事業者雇用維持型

【宿泊事業者、飲食業者、公共交通事業者、アウトドア事業者】

- 富良野市内に主たる事務所を持つ観光事業者であること
 - 市外に主たる事務所を持つ観光事業者は、3人以上の市民を正規雇用している場合に対象
 - 新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、令和3年4月から9月までのいずれか1月の売上が、前年同月又は前々年同月対比で30%以上減少している事業者であること
 - 10月1日現在で社会保険加入従業員が3人以上在籍している社会保険適用事業所であること
- ※複数店舗を経営していても、事業者毎の申請となります。その他詳細要件は下記を参照のこと

【申請要件】

別紙「富良野市事業継続応援補助金について」に記載の支援メニュー【中小企業支援型】の「Ⅲ要件」、及び【観光事業者雇用維持型】の「Ⅲ要件」をご確認下さい

【申請について】

申請方法 **完全予約制**となります。必ず下記窓口へご連絡の上、申請予約をお願いします。
なお、申請予約は全ての様式の準備が整っている事業者のみお受けいたします。
※相談段階の場合は電話でお受けします。

申請期間 令和3年10月1日（金）～令和3年12月15日（水）

申請時間帯 平日10時00分～17時00分までとさせていただきます。（30分刻み）

申請場所 富良野市本町2番27号コンシェルジュフラノ1階

書類が揃っていることを確認の上でご予約ください！

申請予約／お問合せ 富良野市役所商工観光課 ☎0167-39-2312

予約時間帯 平日10時00分～17時00分までとさせていただきます。